4　正味エクスポージャーの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一　正味エクスポージャーの額は、経済価値ベースの評価額に基づくオン・バランス及びオフ・バランスのポジションを含めるものとし、資産エクスポージャーを負債エクスポージャーと相殺した（相殺する権利に法的有効性がある場合に限る。）ネット・ポジションの額とする。

二　前号において、次のイからへまでに掲げるエクスポージャーの額は除外する。

イ　第百三十条第二項第一号の規定に基づき、信用エクスポージャーから除外されたもの

ロ　次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第百三十条第二項第一号に規定する信用エクスポージャーの除外対象に置き換えられたもの

ハ　次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第百四十五条第二号又は第百五十二条第一項第三号の規定によりリスク係数を０％としたもの

ニ　特別勘定等の資産又は資産運用に伴うリスクが完全に保険契約者に転嫁されている保険契約に係る資産

ホ　信用保険に係るエクスポージャー

ヘ　店頭デリバティブ取引に係るもののうち、中央清算機関（金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。）へのエクスポージャー

三　第一号の正味エクスポージャーの額の算出において、再保険契約に係るエクスポージャーにあっては、第百三十条第五項に掲げる再保険による所要資本の額の削減額は含めないものとする。

四　第一号の正味エクスポージャーの額の算出において、オフ・バランスのポジションは、次節第二款に規定する店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引、同条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち同条第二十一項第五号イに掲げる取引に類似する取引をいう。以下この節及び次節において同じ。）を除く。）の信用エクスポージャーの額及び店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスポージャーの額に基づくものとする。

5　第一項及び第二項のK_i^{eq}、K^{eq}及びK_i^{eq*}における株式リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポージャーの額のうち、第百十六条第一項に規定する株式リスクの資産区分に含まれるエクスポージャーに対して、第四款の規定に基づき算出した株式リスクの額とする。ただし、第百十八条の規定にかかわらず、資産区分ごとに計算した水準ストレスに対するリスクの額及びボラティリティ・ストレスに対するリスクの額の合計額とし、第四十六条の規定にかかわらず、マネジメント・アクションの効果を考慮しないものとする。

6　第一項及び第二項のK_i^{cr}、K^{cr}及びK_i^{cr*}における信用リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポージャーの額のうち、次節第二款第一目に規定する信用エクスポージャーに含まれるエクスポージャーに対して、次節の規定に基づき算出した信用リスクの額とする。

7　前項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチを適用した場合には、当該信用リスク削減手法によって保護された正味エクスポージャーの額は、当該正味エクスポージャーの取引相手方が属する取引相手方グループから、信用リスク削減手法の提供者が属する取引相手方グループに置き換えるものとする。

8　第六項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十六条第二項に規定するヘアカット・アプローチを適用した場合には、同項に規定する調整後再保険エクスポージャー（ただし、同項第二号イに規定する担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額は０とする。）を正味エクスポージャーの額とする。

9　第二項のE_i^{eq*}は、単体ベースにあっては正味エクスポージャーの額のうち子会社株式の額及び関連会社株式の額、連結ベースにあっては０とする。

10　第二項のα_iは、10％とする。

11　第二項のE_i^{cr*}は、正味エクスポージャーの額のうち、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるものの額の合計額とする。

一　グループ内再保険エクスポージャー　第百二十九条第一項第六号に規定する再保険に分類されたエクスポージャーであって、保険会社等が取引相手方グループiに属するもの

二　その他の資産　第百二十九条第一項第八号に規定するその他の資産

12　第二項のβ_iは、次の表の左欄に掲げる取引相手方グループの格付区分に応じ、同表の右欄に定める上限係数とする。

取引相手方グループの格付区分	上限係数（％）
１又は２	2
３	3
４	5
５	10